

川越町クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の協力店舗を募集します。

1 クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)とは

気候変動適応法第21条の規定により、三重県において、熱中症特別警戒アラート※が発表された場合、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、あらかじめ、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定します。

当町がクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定したときは、施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を当町ホームページに公表します。

熱中症特別警戒アラートが発表された場合、暑さをしのげる場所として利用することができます。

2 クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の基準

- 1 当該施設が、定期的にメンテナンスされた適当な冷房設備を有すること。
- 2 三重県に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。また、あらかじめ、開放に関する情報を当町ホームページに公表することができること。
- 3 住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、休憩に必要な椅子を配置するなど必要かつ適切な空間を確保することができること。

3 クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の利用について

暑さをしのげる場所として利用していただくことを目的として開放しますので、各指定施設が指定した場所のみの利用となります。なお、利用にあたっては、各施設の指示に従っていただきます。

また、熱中症を予防するために必要な水分や塩分を補給するために必要なもの、体を冷やすために必要なものはあらかじめ各自で準備していただき、持参していただきます。

4 クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の協力施設等の募集について

上記2の基準を満たしており、環境省の定める期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）で店舗等の営業時間内でご協力可能な範囲で、暑さをしのぎ、休憩できる場所の提供にご協力いただける施設・店舗を募集します。

協力いただける場合は、別紙「川越町クーリングシェルター応募用紙」を提出いただき、当町と管理運用に関する協定書を締結いただきます。

冷房設備の電気代等は施設等でのご負担をお願いしており、町からの補助金はありませんので、ご了承ください。

◇なお、クーリングシェルターの場所を示す、のぼり旗、ラミネート加工した掲示物は町で用意いたします。

※熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）

特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値の最高値が、三重県内の全ての情報提供地点において35以上となることが予想される場合に、環境大臣が発表するものです。

発表された場合は、川越町クーリングシェルター応募用紙に記入いただいた連絡先へメールにて通知いたします。